

社会福祉法人青森市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人青森市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、期末手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り本会役員等の旅費及び費用弁償に関する規定に基づいて費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、本会の事務局職員の給与等に関する規則に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 期末手当については、別表3に定める額
 - (3) 通勤手当については、本会の事務局職員の給与等に関する規則第15条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める本会の事務局職員の給与等に関する規則に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会の事務局職員の給与等に関する規則第5条に準じた日とする。
- (2) 期末手当については、毎年6月及び12月とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 非常勤役員等の費用弁償額

日額 2,800 円

別表 2 常勤役員等の報酬

- ・会長 月額 100,000 円
- ・常務理事 月額 301,645 円（手当等含む）

別表 3 常勤役員等の期末手当

6 月の賞与 報酬月額×1.1 カ月分
12 月の賞与 報酬月額×1.575 カ月分

※なお、常務理事の報酬・期末手当は、青森市からの補助金を準用しております。